火災多発に伴う市長声明

伊勢崎市消防本部管内（伊勢崎市・玉村町）では、今年に入り、2月21日現在で26件の火災が発生し、昨年の同時期と比較し11件増加しています。またこの間、火災により尊いお命が3名失われており（昨年は、同時期火災による死者はありませんでした。）、緊急を要する事態となっております。

特にこの時季は、空気が乾燥して火災が発生しやすく、また火気を使用する頻度も高い上、いったん火災が発生すると強風により延焼が拡大し大火となる危険性も高いため、火の元には十分注意が必要です。

大切な命と財産を守るため、次のことに注意し、火災を未然に防ぎましょう。

１　火気使用時はその場を離れない。

２　たこ足配線はしないなど、電気器具は正しく使う。

３　たばこの投げ捨ては絶対にしない。

令和7年2月21日

伊勢崎市長　臂　泰雄

火災多発に伴う注意喚起について

火災はちょっとした不注意から起こります。大切な命と財産を守るため、次のことに注意し、火災を未然に防ぎましょう。

◆ ご家庭での防火対策について

ご家庭での火災を防止するため、次のことに注意しましょう。

1　暖房器具（ストーブ等）の近くに燃えやすい物を置かない。
2　天ぷらや揚げ物をする時は、その場を離れない。
3　電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。コンセントまわりは定期的に清掃する。
4　寝たばこ、たばこの投げ捨てはしない。灰皿には水を入れて消えたかどうかを必ず確認する。
5　家のまわりに燃えやすい物を置かない。

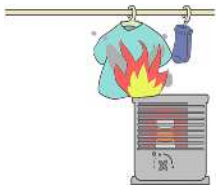

◆ たき火の不始末等による火災について

たき火（落ち葉の焼却や家庭ごみの焼却等）の炎が強風にあおられ、付近の枯草や落ち葉に燃え移ったり、消えたと思ってその場を離れたが、残っていた小さな火種が風にあおられ付近の建物等に燃え移るといった火災が発生しています。

また、たき火が予想以上に燃え広がり、慌てて消そうとして、やけどを負った事例も発生しています。

野外での焼却は、一部の例外を除き法律等により禁止されています。例外的に認められている焼却を行う場合でも、次のことに注意し火災を起こさないようにしましょう。

1　風の強い日や空気が乾燥している日には行わない。
2　火の近くに燃えやすいものを置かない。
3　水バケツや消火器など消火の準備をする。
4　その場を絶対に離れない。
5　消火する場合は十分に水をかけ、灰の中に残る小さな火種に注意する。

※ 例外的に認められている焼却であっても、生活環境上の悪化や苦情等がある場合は、中止とさせていただくことがありますので、詳しくは、お住まいの地域相談窓口（伊勢崎市環境部環境政策課）に確認してください。

《お問い合わせ先》
伊勢崎市消防本部予防課
電話：０２７０－２５－３３１１